

震 災 対 策 編

第1章 総 則

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

真岡市地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、真岡市に係る防災に関し、市、関係機関及び市民が処理すべき事務または作業の大綱を定め地域における災害に対する予防、応急対策及び復旧の各種対策を実施することにより市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、市及び防災関係機関等の防災対策の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

市、防災関係機関等は、国の防災基本計画に基づくとともに、この計画を踏まえて、具体的計画を定め、その推進を図る。

第3 計画の体系

この計画は、「風水害等対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」、「資料編」からなり、本編はこのうち「震災対策編」として、地震に係る災害対策を定めるものとするが、この計画に定めのない事項、また風水害等対策編と内容に変更がない計画は、風水害等対策編を準用するものとする。

第4 修正

市、県及び防災関係機関は、更に引き続き調査・研究を行い、必要に応じ計画の見直しを図り、地震防災対策の確立に万全を期するものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

風水害等対策編第1章第2節「防災関係機関等の責務と業務の大綱」を準用する。

第3節 真岡市の概要

風水害等対策編第1章第3節「真岡市の概要」を準用する。

第4節 地震被害想定

真岡市周辺では、広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は確認されていない。このため、市に被害を及ぼす地震として、県が実施した地震被害想定の結果を参考に用いることとする。

第1 県における地震被害想定調査の実施

県では、県地域防災計画の見直しにあたり、予想される災害を適切に想定し、その災害に迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりを図るための必要な基礎資料とする目的で、次のとおり地震被害を予測した。

震源設定の参考として、過去の被害想定における震源等の設定を整理し、次のような前提条件を設定した。

第2 前提条件

1 想定地震

(1) 設定方針

想定地震の設定に関する基本的な考え方を以下のとおり設定する。

○栃木県として最も甚大な被害を及ぼす可能性の高い地震を設定するため、本県において人口が最も集中する県都宇都宮市に地震が発生することを想定する。

※ 栃木県内において宇都宮市で大地震が発生しやすいということではない。

○宇都宮市及びその周辺では広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は現在確認されていないものの、活断層があらかじめ確認できない場所であっても大地震が発生する可能性は否定できないことから、宇都宮市直下で地震が発生するものと仮定する。

○地震規模は、近年発生した都市直下型地震である阪神・淡路大震災（1995年）レベルのマグニチュード7.3を想定する。

○線震源とする。

○起震断層の長さは、仮に約30kmとする。

○震源位置は、被害が大きくなる設定とするため、宇都宮市内で人口密度の高い地域をまたぐように設定する。

○震源の深さは5kmとする。国内の内陸型地震の深さは、地表付近から深さ約20km程度の範囲で発生し、10kmより浅いものが多い。そのため、ここでは、震源の深さを5kmとし、より被害が大きくなる設定とする。

第3 被害想定結果

1 地震動

地表最大速度及び地表最大加速度、計測震度について予測を行った。

- ・震度7となる地域は全く発生しないものの、宇都宮市から小山市までの広いエリアで震度6強となる。真岡市は震度5強から震度6強の揺れが予想される。

	地表最大速度 (kine)			地表最大加速度 (gal)			計測震度		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小
地 震 動	61	90	27	838	1,305	328	6.0	6.4	5.3

※ Kine=(カイ)は1秒間に進む速度cm単位)、gal (ガル)は1秒間当りの加速度cm単位)

2 液状化

液状化危険度の予測結果から、以下のような特徴が挙げられる。

- ・震源に近い栃木県南部を中心に広い範囲で液状化が発生する。真岡市内では、中央及び西部で少しの液状化が発生することが予想される。

	なし(0%程度)	極小(1%程度)	小(2%程度)	大(10%程度)	極大(20%程度)
液状化危険度 (面積率)	71.5%	0.9%	20.4%	6.5%	0.6%

3 土砂災害

真岡市には33箇所の急傾斜地崩壊危険箇所、36箇所の土石流危険渓流があるが（平成25年4月1日時点「災害危険箇所等の現況」）、急傾斜地の地震時における危険度ランクを予測したところ、以下のような特徴が挙げられる。

- ・地震による山腹崩壊の危険がある急傾斜地の被害想定区域内の人家数、5戸以上はランクⅠ、人家1～4戸はランクⅡ、人家のないランクⅢの内訳は以下のとおりである。

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
急傾斜地の危険箇所数	21箇所	9箇所	1箇所

4 建物被害

市内には液状化危険性の高い地域が少ないため、建物被害の多くは揺れに伴うものである。想定宇都宮直下型地震では、3,053棟が全壊し、6,329棟が半壊すると予想されている。

構造	全建物	木造	R C造	S造	軽量S造
全建物	49,847	39,637	633	2,491	7,086
揺れによる 全壊棟数 (率)	3,053(6.1%)	2,742(7.0%)	7 (1.1%)	79(3.2%)	225(3.6%)
揺れによる 半壊棟数 (率)	6,329(12.7%)	5,801(14.6%)	13(2.0%)	190(7.7%)	325(4.6%)
液状化による 全壊棟数 (率)	18(0.0%)	16(0.0%)	0(0.0%)	1(0.0%)	1(0.0%)
液状化による 半壊棟数 (率)	33(0.0%)	30(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(0.0%)

(%)は構造別全建物に対する割合

5 地震火災

想定宇都宮地震においては、宇都宮市から小山市にかけての広い範囲で比較的大きな揺れが予想されるため、出火はこれらの地域を中心に多発すると予想され、真岡市内でもいずれの時刻・季節でもある程度の延焼火災が予想される。

発災 ケース	全出火 件数	炎上出火件数			消火件数	延焼拡 大火災	消失棟数
		合計	木造	非木造			
冬18時 (戸)	22	14	8	6	13	1	59
冬5時 (戸)	6	3	2	1	3	0	11
春・秋12時 (戸)	12	7	4	3	7	0	23

6 交通支障

(1) 道路

想定道路ごとに、緊急輸送道路を対象として利用可能性について予測を行ったところ、以下のような特徴が挙げられた。

- ・宇都宮市から小山市までの広いエリアが震度6強となるため、このエリアで橋りょうまたは建物倒壊により緊急輸送に大きな支障が発生する可能性が高い。本市の道路も、大規模な被害が発生する可能性がある。

(2) 鉄道

地震時における鉄道施設の利用可能性の予測を行ったところ、以下のような特徴が挙げられた。

- ・宇都宮市から小山市までの広いエリアが震度6強となるため、在来線で大規模な被害が発生する可能性が高い。
- ・広域的に大きな交通支障が発生するため、通勤・通学者や観光客等の多くの帰宅困難者が発生することが予想される。真岡鐵道でも、大規模な被害が発生する可能性がある。

7 ライフライン施設被害

(1) 水道施設

水道施設における物的被害の想定結果は次のとおりである。配水管被害は、約368箇所が発生することが想定される。

	配水管延長 (km)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
水道施設物的被害	692.9	367.5	0.53

水道施設における機能支障（断水）は、次のとおりである。

発災1日後の断水戸数は20,772戸と想定される。また、発災1週間後の断水戸数は、1,752戸と想定される。また、発災直後で86.3%、1日後で58.5%の断水率が予想される。

	需要家数 (戸)	断水率 (%)				断水戸数 (戸)			
		直 後	1 日後	2 日後	1 週間後	直 後	1 日後	2 日後	1 週間後
上水道 機能支障	20,772	86.3	58.5	57.4	8.4	17,930	12,150	11,926	1,752

(2) ガス

L Pガスの要点検需要家数は、想定宇都宮市直下型地震では7,733戸（30.9%）と想定される。L Pガスについては、主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、被害の地域分布については建物被害と似た傾向がある。

	L Pガス需要家数(戸)	要点検需要家数 (戸)	L Pガス機能支障率(%)
L P ガ ス 物 的 被 害	24,986	7,733	30.9

(3) 電力

電力施設における物的被害の想定結果は、次のとおりである。想定宇都宮市直下型地震では地中配電線0.1km（0.34%）、電柱171.4本（0.60%）、架空配電線14.7km（0.24%）と想定される。

	地中配電線			電柱			架空配電線		
	地中配電線延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空配電線延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
電力施設 物的被害	29.3	0.1	0.34	28,379	171.4	0.60	6,104.2	14.7	0.24

電力施設における機能支障（停電）の想定結果は次の通りである。停電需要家数は、8,024口（16.0%）と想定される。

	需要家数（口）	停電率（%）	停電需要家数（口）
電 力 機 能 支 障	50,266	16.0	8,024

(4) 電話

ア 一般電話

一般電話施設における物的被害の想定結果は次のとおりである。想定宇都宮市直下型地震では地中ケーブル0.7km（0.35%）、電柱59.8本（0.59%）、架空ケーブル2.7km（0.26%）と想定される。

	地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
	地中ケーブル延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
一般電話 施設物的 被害	197.2	0.7	0.35	10,108	59.8	0.59	1033.9	2.7	0.26

一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次の通りである。一般電話施設の物的被害による通話機能支障は、6.8%と想定されている。

	一般回線加入件数(件)	通話機能支障率（%）	通話機能支障件数(件)
一 般 電 話 機 能 支 障	25,798	6.8	1,752

イ 携帯電話

栃木県における携帯・自動車電話の契約数は急速に増えてきている。設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから、基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる。仮に被災した場合でも、複数の無線基地局でエリアをカバーしていることから、1施設程度の被害では大きな影響には至らないと想定される。また、支障が発生した場合でも3日以内程度で可搬式基地局を設置し、機能回復を図ることも可能と考えられる。

携帯電話は、無線と有線の併用による通信システムであることから、一般電話と比較した場合、地震による影響は受けにくいシステムであるが、完全な無線通信ではないことから、基地局と交換機を結ぶケーブルの被害等が想定される。また、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し、輻そうが発生する。

ウ インターネット

インターネットの特性であるインタラクティブ性、アクセス随時性、情報蓄積性等を考慮すると、災害時には安否確認、交通情報、生活情報等の広報手段としての活用が考えられる。阪神・淡路大震災以降、災害時にインターネットを重用しようという傾向があるが、過去の地震での事例によると、インターネットも災害時には十分に機能しない可能性がある。

(5) 下水道

下水道施設における物的被害・機能支障の想定結果は次の通りである。排水困難となる下水道機能支障人口は、952人（2.0%）と想定される。

地震発生時間帯	下水道普及人口（人）	下水道機能支障人口(人)	被害率（%）
下水道機能支障	47,334	952	2.0

8 人的被害

(1) 死傷

朝5時が最大で、死者数102名、重篤者数7名、重症者数29名、中等症者数1,840名と想定される。

死傷者数予測結果

地震発生時間帯	死者数	重篤者数	重症者数	中等症者数
5時（人）	102	7	29	1,840
12時（人）	64	7	24	1,386
18時（人）	59	7	24	1,294

(2) 要救助

死傷者とほぼ同様の傾向にある。要救助需要は朝5時において最も高く、想定宇都宮市直下型地震では880人と想定される。

要救助者数予測結果

地震発生時間帯	木造	非木造	合計
5時（人）	837	43	880
12時（人）	507	189	676
18時（人）	471	176	647

9 機能被害

(1) 住機能支障

阪神・淡路大震災においては、建築物の倒壊や焼失といった住家被害や断水、停電等のライフライン機能支障、余震への不安などが主な原因となって、避難所生活者といった住居制約者が発生した。真岡市で想定される避難所生活者は、想定宇都宮市直下型地震では、当日7,219人、1日後7,958人、1週間後6,996人、1ヵ月後3,794人と予想されている。

	当日	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
避難所生活者数	7,219	7,958	6,996	3,794

	中期的住機能支障	長期的住機能支障			
	応急仮設住宅 (世帯)	公営住宅入居 (世帯)	民間賃貸住宅入 居 (世帯)	持家購入・建替 (世帯)	住宅改修・修理 (世帯)
中長期的 住機能支障	653	418	62	103	15

(2) 飲食機能支障

主食備蓄・調達量から食料需要量を差し引いた時の食料過不足量を求めたところ、想定宇都宮市直下型地震では、一人1日1食の提供を考えた場合には食料需要を満たすことができるが、一人1日3食の提供を想定した場合、翌日から不足することが予想される。

県全体としては供給量が十分だと予想されてはいるが、市での備蓄もある程度行っておくことが必要である。

	1 食／人・日の場合		3 食／人・日の場合	
	(発災当日)	(1 日後)	(発災当日)	(1 日後)
食料過不足量 (人分)	3,319	4,823	0	－2,041

※ 発災当日：発災当日の各市町の食料需要に対して、まずは当該市町の備蓄・調達量を供給し、それでも不足の出た市町に対し、その不足分を県備蓄で賄う場合とする

1 日後：発災翌日の各市町の食料需要に対して、当該市町の残りの備蓄・調達量を供給し、それでも不足の出た市町に対し、その不足分を県備蓄で賄う場合とする

	当日	2 日目	3 日目
給水需要量 (トン)	－177	－113	－109

(3) 清掃・衛生機能支障

ア 仮設トイレ

阪神・淡路大震災においては、避難所暮らしが長引く被災者の間で「トイレ問題」が深刻になった。そこで、阪神・淡路大震災の事例を踏まえ、仮設トイレ需要量を想定したところ、想定宇都宮直下型地震では8,475人の仮設トイレ需要者と86基の仮設トイレの需要が予測された。

	仮設トイレ需要者数 (人)	仮設トイレ需要数 (基)
仮設トイレ需要量	8,475	86

イ 瓦礫発生量

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系の瓦礫や公益公共系の瓦礫が発生する。想定宇都宮直下型地震では、55万8600トンもの瓦礫が発生すると予測されている。

	合計	木造被害による	非木造被害による	焼失による
住宅・建築物系の瓦礫発生量（千トン）	558.6	362.2	195.0	1.4

ウ ごみ

阪神・淡路大震災の事例に基づき、大規模地震災害が発生した場合のごみ発生量を予測したところ、次のような結果となった。発災直後から３ヵ月の間は家庭ごみの量が最も多く、月に1,511トン発生し、３ヵ月～半年後に1,496トン、半年後～１年後も1,496トンと横ばい状態が続くことが予測される。粗大ごみの量は発生直後から時間が経過するごとに、次第に減少していく。

ごみ発生量予測結果（トン／月）

	家庭ごみ	粗大ごみ	合計
発災～３ヵ月後	1,511	921	2,432
３ヵ月後～半年後	1,496	428	1,924
半年後～１年後	1,496	325	1,821

第４ 想定結果に基づく本市の取り組み

上記により、県が想定した「宇都宮市直下型地震」が発生した場合は、本市でも震度５強から震度６強の大きな揺れが予想されており、この地震が発生した場合には最大で死者102名、重篤者7名、重症者29名、中等症者1,840名の被害が発生するものとされている。このような被害を軽減するため、市は、防災活動拠点となる公共施設の耐震化に努めるとともに、市民に対する住居耐震化の必要性の周知徹底、火災の延焼をくい止めるための消防力の強化等に努めるものとする。

また、地震発生後の停電、断水に備えて日頃から物資や資器材等の備蓄に努めるものとする。

＜資料編 ・気象庁震度階級関連解説表（P 397）＞

第2章 予 防

第1節 防災意識の高揚・ボランティア連携強化

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第1節「防災意識の高揚・ボランティア連携強化」を準用する。

第1 一般市民に対する防災知識の普及

1 防災知識の普及啓発

自らの身の安全は自ら守るという「自助」の精神が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、地震に関する基本的な知識を身に付けると共に、各家庭において住家の耐震化、大型家具・電化製品の固定、安全な配置等に努める一方、地域において、市、地域自主防災組織等が行っている防災活動に積極的に協力し、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは市、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、市民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

(1) 発生地震の想定

地震調査研究推進本部で作成している「全国地震予想地図」によれば、県内の山地を除くほとんどの地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が「やや高い」と評価される0.1%以上であるとされている。

このことから、市民の一人ひとりが最低限震度6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておくことが望まれる。

なお、震度6強で発生すると考えられる現象及び被害は次のとおりである。

人の体感・行動	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
屋内の状況	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
耐震性が低い木造建物(住宅)の状況	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破壊、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 大きな地割れが生じることがある。 壁崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。その場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。 また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ガス供給の停止	広い地域で、ガスの供給が停止することがある。 (参考)安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	広い地域で、水道、電気の供給が停止することがある。
鉄道の停止	(参考)高速道路の規制等 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	(参考)地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	(参考)地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

（「気象庁震度階級関連解説表」から）

(2) 地盤の揺れやすさ

一般には、地震の規模（マグニチュード）が大きいほど、また、震源から近い（伝播特性の1つ）ほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、固い場所に比べてゆれは大きくなる。

この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現し、この揺れやすさを視覚的に表したのが「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府作成）である。栃木県では山地などの固い岩盤が地表近くまで迫っている地域ではゆれにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやすい平地ではゆれやすくなっている。

自分の住む場所がゆれやすい土地なのかどうかあらかじめ把握しておくことも、地震が起きた時にとっさに身を守る助けとなる。

(3) 緊急地震速報による事前覚知

緊急地震速報を利用することにより、いち早く大きな地震の発生を知ることができる。

【緊急地震速報のしくみの概要】

地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた初期微動（P波）の観測データを解析し、最大震度が5弱以上と予想された場合にその解析結果に基づいて各地での主要動（S波）の到達時刻や震度を予測し、テレビやラジオ、携帯電話等の緊急速報メール等で可能な限り素早く知らせる。

【速報の発表条件】

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測されたとき

【速報の内容】

地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ（震度

5弱以上)が予測される地域及び震度4が予測される地域名

【留意事項】

- ・ 情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源の近いところでは速報が間に合わないことがある。
- ・ ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴う。

【速報を覚知したときのとっさの行動】

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは次のとおり自分の身を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅などの屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・ あわてて外へ飛び出さない。 ・ その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・ 扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・ あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・ 吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街などの屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ○大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

気象台ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」から

(4) 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、(財)消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

(ふだんの対策)

- ◆ 自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56(1981)年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。
- ◆ 家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。
- ◆ 家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。
 - ・ 家の中でどこが一番安全か

- ・ 救急医薬品や火気などの点検
- ・ 幼児や老人の避難はだれが責任をもつか
- ・ 避難場所、避難路はどこにあるか
- ・ 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
- ・ 家族間の連絡方法をどうやって行うか、最終的な待ち合わせ場所はどこにするか
- ◆ いざという時のために消火器や三角バケツなどの消火用具を備えておく。
- ◆ 避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持ち出せる場所に備えておく。
- ◆ 日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆ 自分が住む地域が、過去に風水害を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

(地震が起きたときの最初の行動)

- ◆ 揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。
- ◆ 揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
- ◆ 大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。
- ◆ 使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す（石油ストーブは「対震自動消火装置」のものを使用する）。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。
- ◆ 万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。
- ◆ 狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ◆ 崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、これらの場所には近寄らない。
- ◆ 不要、不急な電話は、かけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わない。

(避難するときの注意点)

- ◆ 避難するときは、必ず徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。
- ◆ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、自分ですばやく決断し、ただちに避難する。
- ◆ 海辺にいたときに強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波に備えて直ちに海辺から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。このとき、ラジオなどで津波情報をよく聞いておく。
- ◆ テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、市役所、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。

第2節 地域防災の充実にに関する計画

第1 自主防災活動の促進

1 市民自主防災活動の促進

市民は、平常時から、震災に対して十分な備えを行うとともに、震災が発生した場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう、震災時の活動についての習熟に努める。

市及び防災関係機関は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

「自分の身は自分で守る」ということが防災の基本である。住民は、自覚を持って、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。

平常時には、市や自主防災組織等が行っている防災活動に協力し、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を救助する、避難場所で自ら活動するなど、防災への寄与に努めることが求められている。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第2節「地域防災の充実にに関する計画」に定めるとおりとする。

第3節 防災訓練の実施

風水害等対策編第2章第3節「防災訓練の実施」に定めるとおりとするが、震災対策として次の事項を検討し、訓練への導入を図るものとする。

第1 通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を促進するため、市防災行政無線（移動系）の利用を図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取り入れを検討する。

第4節 避難行動要支援者対策

風水害等対策編第2章第4節「避難行動要支援者対策」を準用する。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

風水害等対策編第2章第5節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」を準用する。

第6節 震災に強いまちづくり

市は、都市整備に関係する機関と協力して、道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育、福祉医療等の施設の配置についても防災の観点を踏まえ、計画的な土地利用を図り、防災上危険な市街地の解消を図るなど総合的な施策を展開し、災害に強いまちづくりを推進する。なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第6節「災害に強いまちづくり」の定めによるものとする。

第7節 土砂災害予防対策

風水害等対策編第2章第8節「土砂災害予防対策」を準用する。

第8節 農林業災害予防対策

風水害等対策編第2章第9節「農林業災害予防対策」を準用する。

第9節 火災予防対策

大規模地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、地震に起因して発生する火災によるところも大きい。したがって、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化を図るとともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

なお、火災予防については、風水害等対策編第2章第14節「火災予防対策」の定めるとおりとするが、震災対策として次の事項を検討し、火災の予防を図るものとする。

第1 火災予防対策

1 地域住民に対する指導

市、消防本部及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、市及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブ、幼年消防クラブの育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を住宅火災から守るため、市は県、県警察、消防本部、婦人防火クラブ等関係機関と連携し住宅防火対策の一層の推進を図る。

3 建築物設置者・管理者に対する指導

(1) 消防本部による指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、防火に関する規定に基づき建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう、指導を行う。

(2) 県による指導

県は、建築物の新築・増改築の際に、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物についてはスーパーマーケット・旅館等の不特定多数の人が集まる建築物を中心に、防災、避難施設等の診断、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用した建築物の安全性能確保と施設の改善を指導することとしており、市はこれに協力する。

4 防火地域・準防火地域の指定

市は、「都市計画法」に基づく防火地域又は準防火地域を指定することにより、地域内の建築物の防火性能の確保を図る。

第2 消防力の整備強化

1 組織の充実強化

市・消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防施設等の整備充実

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

<資料編 ・消防車等の現勢 (P 302) >

3 消防水利の確保・整備

市は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

(1) 消防水利施設の整備

消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

市は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

<資料編 ・消防水利の状況 (P 302) >

4 化学消火剤の備蓄

地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保を図る。市が所有している化学消火剤のみでは十分でない大規模な火災等に対処するため、県でも化学消火剤を適正に配置しているので、その効率的な運用に努める。

<資料編 ・災害時における市町村相互応援に関する協定 (P 320) >

<資料編 ・特殊災害消防相互応援協定書 (P 325) >

<資料編 ・災害時における相互応援に関する協定 (P 327) >

第10節 救急・救助体制の整備

風水害等対策編第2章第12節「救急・救助体制の整備」を準用する。

第11節 医療救護体制の整備

風水害等対策編第2章第13節「医療救護体制の整備」を準用する。

第12節 情報通信・放送網の整備

風水害等対策編第2章第10節「情報通信・放送網の整備」を準用する。

第13節 避難体制の整備

風水害等対策編第2章第11節「避難体制の整備」を準用する。

第14節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第2章第15節「緊急輸送体制の整備」を準用する。

第15節 防災拠点の整備

風水害等対策編第2章第17節「防災拠点の整備」を準用する。

第16節 建築物等災害予防対策

震災時における建築物の安全性の確保を図るため、市及び施設等の管理者は、建築物等の耐震性の強化など、必要な防災対策を講じる。

第1 建築物の耐震性の状況

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、建築物の耐震診断を実施するとともに、耐震性能を有しないと判断された建築物については、早急に耐震改修を促進することが望まれる。

また、平成16年10月に発生した新潟県中越地震において、一部市町の庁舎が被災により一時期使用不能となり、役場機能の維持に支障が生じたことから、市は、防災拠点となる公共施設等の点検を行い、耐震診断及び耐震改修並びに非常用電源等必要な設備の整備に積極的に取り組む必要がある。

第2 建築物の耐震性確保

1 民間建築物の耐震性の強化

建築物の耐震設計は、建築基準法及び同法施行令により構造強度等に関し最低の基準が設けられているが、次によりなお一層の推進を図る。

(1) 耐震性に関する知識の普及

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報紙等により耐震工法、耐震補強等の重要性の啓発を行い、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進等

市は、耐震改修促進法に基づき、県が策定した耐震改修促進計画を勘案し、耐震改修促進計画を策定するとともに、必要な支援を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。また、建設部建設課に相談窓口を設置し、市民の住宅に関する相談を受け付ける。

2 公共建築物の耐震性の強化

(1) 市庁舎等の整備

災害時に本部が設置され、応急対策の活動拠点となる市庁舎、避難拠点となる公民館等についてはもちろんのこと、不特定多数の人が出入りする公共建築物についても重要度、緊急度等を勘案し、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じ耐震改修や建替等を検討している。

なお、改修や建替、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障がい者に配慮したものとする。

(2) 学校施設の整備

災害時における児童・生徒、教職員及び一時的に収容する被災者等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った次のような整備を図る。

ア 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図るとともに、国が示す技術的基準に基づいて、構造体

の耐震化と併せて、非構造部材の落下防止対策に努める。

イ 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめとしてテレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員等の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

第3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

1 建築物、建造物の安全確保

市、県及びその他の施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

2 防災設備等の整備

市、県及びその他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (1) 飲料水の確保
- (2) 非常用電源の確保
- (3) 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- (4) 配管設備類の固定・強化
- (5) 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- (6) その他防災設備の充実

3 施設の維持管理

市、県及びその他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検などにより施設などの維持管理に努める。

- (1) 点検結果表
- (2) 現在の図面及び防災関連図面
- (3) 施設の維持管理の手引

第4 ブロック塀等の倒壊防止及び窓ガラス等の落下防止

1 ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年6月に発生した「宮城県沖地震」では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、「阪神・淡路大震災」においても、多くの被害が生じた。

「宮城県沖地震」の被害状況では、建築基準法に基づき施工されたものは、被害を受けていないことから、市は法の遵守を徹底させるとともに、ブロック塀等の倒壊防止のための施策を今後とも推進する。

2 窓ガラス等の落下防止

市は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル

等の落下危険のあるものについて、市民に対して十分な指導、啓発活動を行い、安全対策を推進する。

第5 家具等転倒防止

市は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、住民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

第6 震災建築物応急危険度判定士の整備

地震により被災した建築物が、余震等の二次災害に対して安全であるかどうか判定をするため、市は、県と連携を図り、応急危険度判定制度を整備するとともに、応急危険度判定士の確保に努める。

また、災害時に必要な人員を確保できるよう、近隣市町と協力体制の整備を図る。

第17節 公共施設災害予防対策

第1 道路施設

地震によって道路施設が被害を受けることは、市民の避難、消防、医療活動等の各種応急対策活動に大きな支障をもたらす。

このため、道路施設が地震時においても、その機能が確保できるよう、道路施設の耐震性の強化を推進する。

1 対策

(1) 道路の整備

地震時における道路機能を確保するため、落石が発生しやすい危険箇所等の点検・パトロールを実施し、補強等対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次、対策事業の実施を図る。

(2) 橋りょうの整備

道路施設のうち、橋りょうは、被災を受けた場合において交通に重要な影響を与えるため、「阪神・淡路大震災」の教訓に基づいた「道路橋仕方書Ⅴ耐震設計編」（平成13年12月）の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

また、既設橋りょうについても、震災点検結果等に基づき補強等の対策が必要な橋りょうについては、緊急性の高い橋りょう（跨線橋、跨道橋等）から順次対策を実施する。

2 緊急輸送ネットワークの整備

(1) 県による緊急輸送道路の指定

県は、災害時における緊急輸送を確保するため、県、市町、防災拠点、他県とをネットワークする緊急輸送道路を定めている。

市内における県指定緊急輸送道路は、資料編のとおりである。

<資料編・緊急輸送道路（P 318）>

(2) 市による緊急輸送道路の選定

市は、災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、市内の県指定緊急輸送道路と、市役所、指定避難所、ヘリポート、救援物資集積所など市の防災活動拠点とを結ぶ市道を、市の緊急輸送道路として選定し、災害に強い道路を整備していくものとする。

第2 鉄道施設

真岡鐵道株式会社は、構造物の建造にあたっては、耐震性に十分配慮するとともに、従来の構造物も補修、改良により耐震性の強化を図り、その整備に努める。また、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

1 施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、機会あるごとに補修・改良に努める。

2 施設等の点検巡回

施設関係職員による定期的な点検、巡回を行い災害を最小限に止める。

3 運転規則

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規則によって災害の防止に努める。

- (1) 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。
- (2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。
- (3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄りの駅まで運転し、駅の指示を受ける。
- (4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第3 水道施設

水道水の供給が市民生活に必要なものであることから、水道部水道課は、地震に備えて、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

1 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

2 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

3 貯留水の確保

配水池等の貯水施設は、耐震化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

4 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等、特に塩素ポンプ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

5 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、塩素ガス漏えい検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を毎月1回点検し、常に使用可能な状態にしておく。

6 配水管路等の改良

老朽管等の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

7 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連絡に努める。

8 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

9 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

第4 下水道施設

1 施設の整備

下水道は、施設の新設、増設にあたって、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。

また、既に開設している施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど耐震性の向上に努める。

2 危険箇所の改善

建設部下水道課は施設の維持管理において、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行う。

第5 電力施設

東京電力株式会社は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災業務計画に基づき、平常時から防災体制を整備する。

第6 河川管理施設等

地震の発生により、河川管理施設等が破壊され、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理者は、それぞれの施設について、耐震診断の実施、破壊された場合の影響等の調査を実施し、これらを受けて重要度を定め、耐震化を実施する。

また、河川敷の緊急輸送路としての緊急利用についても、調査・検討し、整備を図る。

第7 廃棄物処理施設

市及び廃棄物処理業者は、災害に強い施設の整備に努め、災害時に備えて次の対策を講じておく。

- 1 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。
- 2 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。
- 3 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。
- 4 廃棄物の最終処分場の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

また、市は、施設が被災した際は、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。

第 1 8 節 危険物施設等災害予防対策

風水害等対策編第 2 章第 1 6 節「危険物施設等災害予防対策」を準用する。

第 1 9 節 文教施設等災害予防対策

風水害等対策編第 2 章第 2 0 節「文教施設等災害予防対策」を準用する。

第 2 0 節 相互応援体制の整備

風水害等対策編第 2 章第 2 1 節「相互応援体制の整備」を準用する。

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市の地域に地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救出・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

なお、活動体制は風水害等対策編第3章第1節「活動体制の確立」の定めるとおりとするが、震災対策として次の事項を特に定めるものとする。

第1 市の活動体制

地震の震度に応じた市の配備区分、配備基準は、次によるものとする。

震度	体制	災害の態様	体制の概要	配備要員
4	注意体制	①小規模な災害が発生するおそれがある場合 ②小規模な災害が発生した場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	(市民生活部) 安全安心課
5弱 5強	警戒体制	①中規模な災害が発生するおそれがある場合 ②中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	(市民生活部) 安全安心課 (総務部) 総務課 (産業環境部) 農政課 (建設部) 建設課、都市計画課、 区画整理課、下水道課 (水道部) 水道課
6弱 6強 7	第2非常体制	大規模な災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対応を実施する体制	全職員

(注) 震災対応においては、震度6弱以上の地震が発生したときは、自動的に第2非常配備(全庁による体制)をとることになるため、第1非常配備(応急業務を担当する本部の部班、支部の班における所要の人員による体制)をとることはない。

第2 注意体制

市内において震度4以上の地震が発生した場合、この体制に該当する職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 地震に関する情報の収集
- (2) 被害情報の収集
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の概要
 - ウ 被害に対してとられた措置

エ その他必要な事項

- (3) 被害情報を県へ報告
- (4) 必要に応じて関係課等への通報
- (5) 必要に応じて市長・副市長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）
- (7) 災害警戒本部の設置の検討

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

災害対策本部の設置に至るまでの措置、及び本部を設置する必要がないと認められる災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合で必要があると認めるとき、本部長（市長）は災害警戒本部を設置する。

災害のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したとき又は、災害対策本部が設置されたときは、解散する。

(1) 設置基準

- ア 市内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき、または警戒宣言が発令された場合
- イ 市内に中規模な火災が発生したとき

(2) 設置場所

災害警戒本部は、真岡市役所内に設置し、事務局は安全安心課が運営する。市役所庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合は、市長の指定する場所に設置し、職員及び関係機関に周知する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれがなくなると本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害警戒本部の業務

この体制に該当する職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 災害の原因及び状況又は地震に関する情報収集
- (2) 人的被害、住屋等被害、土木等被害、農林被害、公共施設被害、ライフライン等被害の情報収集
- (3) 必要に応じて市長・副市長・関係部等への通報
- (4) 災害情報の即報・報告（県・国、関係機関等）
- (5) 災害応急対策
- (6) 災害情報に関する広報
- (7) 災害対策本部の設置の検討

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

市は、大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条

及び真岡市災害対策本部条例並びに真岡市地域防災計画に基づき、市長は災害対策本部を設置する。

災害のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したときは、解散する。

この体制にあつては、対象となる職員、又は全職員が直ちに登庁し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。

(1) 設置基準

ア 震度6弱以上の地震が発生したとき。

イ 市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。

ウ 市内に災害救助法が適用されたとき、又はこれに準ずる災害が発生したとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、真岡市役所内に設置し、事務局は安全安心課が運営する。ただし、市役所庁舎が使用不能になった場合は、次の施設を代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

名称	所在地	電話番号
真岡消防署	真岡市荒町107-1	0285-82-3161

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置されたとき、他の災害対策組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組むこととする。

(4) 県現地対策本部との連携

災害対策本部を設置し、県の現地災害対策本部が設置された場合には、情報交換等連絡を密にし、相互に連携をとって業務にあたる。

(5) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、地震災害のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき解散する。

2 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

(1) 災害救助法の実施に関すること

(2) 災害予防及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施のための方針の作成

(3) (2)で作成した方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施

(4) 災害に関する情報の収集

(5) 本部の活動体制に関すること

(6) 関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互の連絡調整

(7) 都道府県、他市町への応援要請

(8) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整

(9) 応援に関すること

(10) 災害広報に関すること

(11) 災害対策本部の解散

(12) その他重要な事項に関すること

2 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が災害時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者の順位は、次のように定めておくものとする。なお、この順位は、本部設置前の段階においても同様とする。

第1順位 副市長

第2順位 市民生活部長

第5 動員

1 動員体制の整備

(1) 各所属長は、所属職員一人ひとりに動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ的確な動員が行われるよう職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努めるものとする。

(2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事するものとする。

2 消防団の動員

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策実施状況等に応じて、本部長（市長）は消防団長に命令することができる。

3 動員の方法

(1) 勤務時間内における動員

ア 市民生活部長は、本部長（市長）が決定した非常配備を伝達するとともに、庁内放送によりこれを徹底する。

イ 各部長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

ウ 市民生活部長は、消防団長に非常配備を報告する。

(2) 勤務時間外、休日における動員

ア 各職員の措置

休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、あらかじめ震度に応じて指名された配備要員は、速やかに市役所等に登庁し、本章本節第2の「注意体制」に定めている措置を行うものとする。

なお、配備要員以外の職員は、テレビ等で地震に関する情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるよう自宅待機するものとする。

イ 自主参集

震度6弱以上の地震が発生した場合は、本部が設置されるため、全職員は市役所等に自主参集する。また、注意配備要員（安全安心課）職員は直ちに登庁し、被害情報の収集及び緊急初期応急対策業務を行うものとする。

なお、夜間等の場合は、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、震度5弱又は5強でも必要と判断した場合には関係職員は自主参集するものとする。

ウ 参集困難な際の措置

大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事するものとする。

エ 参集時の留意事項

(ア) 参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、軍手、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

(イ) 参集途上の措置

a 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

b 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

オ 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急初動班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- (ア) 地震情報・被害状況等の収集、把握及び県への伝達（県、消防署、警察等と連絡）
- (イ) 災害対策本部の設置準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）
- (ウ) 市民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- (エ) 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- (オ) 避難所の開設（市民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）
- (カ) ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上下水道等）

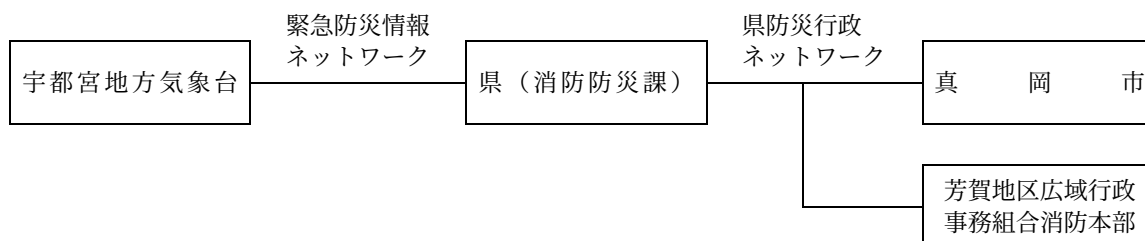
第2節 災害情報収集・伝達対策

市は、地震が発生した場合、速やかな災害情報収集に努め、災害応急対策活動や市民の避難等に必要な情報伝達を行う。

なお、災害の情報収集・伝達については、風水害等対策編第3章第2節「災害情報収集・伝達対策」のとおりとするが、震災対策として次の事項を特に定めるものとする。

第1 地震情報等の発表・伝達

- 1 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。（観測点は、気象台及び県が管轄するもの）
 - (1) 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合
 - (2) 県内で地震による被害が発生した場合
 - (3) 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合
 - (4) その他、必要と認められる地震が発生した場合
- 2 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



第2 収集すべき情報

市は、市防災行政無線、携帯電話、アマチュア無線、緊急速報メール等の活用、自治会、インターネット等を通じての連絡により、管内の被害状況等の早期把握に努め、また、トランシーバー等消防団等で活用できる情報収集・伝達手段を確保し、遅滞なく県及び防災関係機関に通報するものとする。

市は、次に掲げる項目について把握するものとする。

- 1 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- 2 降雨、降雪、河川水位状況
- 3 市民の生命財産の安否の状況、市民の避難の状況
- 4 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況
- 5 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- 6 避難行動要支援者関連施設の被害状況

（避難行動要支援者関連施設）

児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい者サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

- 7 消防、水防等の応急措置の状況

- 8 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- 9 衛生環境、疾病発生状況、その救護措置の状況
- 10 医薬品その他衛生材料の補給の状況
- 11 その他法令に定めがある事項

第3 情報の報告

- 1 市及び芳賀地区広域行政事務組合消防本部は、市の区域内に災害が発生したときは、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

ただし、市の区域内で震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

- 2 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

＜資料編 ・ 栃木県火災・災害等即報要領における報告様式（P 380）＞

＜資料編 ・ 即報基準一覧（P 385）＞

第3節 通信確保対策

風水害等対策編第3章第3節「通信確保対策」を準用する。

第4節 広報対策

風水害等対策編第3章第4節「広報対策」を準用する。

第5節 災害拡大防止活動

風水害等対策編第3章第5節「災害拡大防止活動」の定めるところによるが、建築物の災害拡大防止については、次のように定めるものとする。

第1 建築物・構造物の二次災害防止

- 1 点検の実施

市は、県と連携し、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う、被災建築物応急危険度判定を実施する。

2 二次災害の防止

市は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

第6節 相互応援協力・派遣要請

風水害等対策編第3章第6節「相互応援協力・派遣要請」を準用する。

第7節 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第7節「災害救助法の適用」を準用する。

第8節 避難対策

風水害等対策編第3章第8節「避難対策」に定めるとおりとするが、震災対策として次の事項を特に定める。

第1 実施体制

市長は、次の場合に、必要な範囲の市民に対して避難の勧告、指示を行う。

- 1 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき
- 2 ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき
- 3 土砂災害の危険があるとき
- 4 工作物等の倒壊の危険があるとき
- 5 その他特に必要があると認められるとき

第8の2節 広域一時滞在対策

風水害等対策編第3章第8の2節「広域一時滞在対策」を準用する。

第9節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第11節「緊急輸送活動」に定めるところによるものとするが、地震発生時に緊急輸送の確保を図るため、次の事項について定めるものとする。

第1 被害状況の把握等

1 被害状況の把握

大規模地震発生後、道路の陥没、橋りょうの落下、その他の交通の障害状況を的確に把握するため、速やかに建設部道路河川班を中心に調査班を編成し、道路の被害状況を調査する。また、真岡警察署、他の道路管理者から交通規制状況や管理道路の被害状況を把握するとともに、消防団、自治会等から各地区における道路被害状況等を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

2 広報の実施

市は、把握した道路通行状況等について広報車等により広報を行い、市民及び自動車運転者に運転の自粛や協力を求める。

第10節 消火活動

市は、地震発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、消火活動については、風水害等対策編第3章第13節「消火活動」の定めるとおりとするが、震災対策として次の事項を定めるものとする。

第1 地震火災への対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。
- 3 危険物等の爆発、漏えい等により延焼が拡大すること。
- 4 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、円滑な消防活動を阻害すること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 市民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- 1 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- 2 プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの前バルブをそれぞれ閉止する。
- 3 電気器具は電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- 4 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- 5 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- 6 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報については、火災発生、救助、救急要請等必要な情報のみ通報する。

第3 消防団の活動計画

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

1 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止の措置

（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）について広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火に努める。

2 情報収集活動

携帯電話、自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、本部、消防署、警察署等に正確に伝達する。

3 消火活動

分団区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

4 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

5 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、災害対策本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に市民を避難誘導する。

第4 応援要請

1 相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、締結市町に応援を要請する。

<資料編 ・災害時における市町村相互応援に関する協定（P 320）>

<資料編 ・特殊災害消防相互応援協定書（P 325）>

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

県消防防災ヘリコプターの出動要請、自衛隊派遣要請の要求は、風水害等対策編第3章第9節「救急・救助活動」の定めによる。

第11節 救急・救助活動

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、市民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、救急・救助活動については風水害等対策編第3章第9節「救急・救助活動」の定めるとおりとするが、震災対策として次の事項を定めるものとする。

第1 市民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により消防機関等の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなる。

このため、市民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第2 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定に基づき協定締結市町から必要な資機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

<資料編 ・災害時における市町村相互応援に関する協定（P 320）>

<資料編 ・災害時における相互応援に関する協定（P 327）>

2 救急活動

- (1) 迅速な医療救護活動を行うため、芳賀郡市医師会等と連携のうえ、災害現場等に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- (2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣を要請し、又は自衛隊派遣要請を要求し、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第12節 医療・救護活動

風水害等対策編第3章第10節「医療・救護活動」を準用する。

第13節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

風水害等対策編第3章第12節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」を準用する。

第14節 農林水産業関係対策

風水害等対策編第3章第14節「農林水産業関係対策」を準用する。

第15節 保健衛生活動

風水害等対策編第3章第15節「保健衛生活動」を準用する。

第16節 遺体の搜索・処理・埋葬

風水害等対策編第3章第16節「遺体の搜索・処理・埋葬」を準用する。

第17節 障害物除去活動

風水害等対策編第3章第17節「障害物除去活動」を準用する。

第18節 廃棄物処理活動

風水害等対策編第3章第18節「廃棄物処理活動」を準用する。

第19節 文教施設等応急対策

風水害等対策編第3章第19節「文教施設等応急対策」の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

第1 地震発生時の対応

地震発生時には学校長等は、児童・生徒等の安全を第一に考え、次の措置をとるものとする。

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

学校長等は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒等を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難させるものとする。

緊急避難した場合、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認、被災状況確認を行うものとする。

(2) 応急救護

児童・生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護の万全を期するものとする。

(3) 余震情報等の把握

余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒等を帰宅させるかどうか市教育委員会との協議等により決定するものとする。

(4) 下校時の危険防止

児童・生徒等を帰宅させる場合はその安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講じる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童・生徒等や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、市教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

校長等は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行うものとする。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施

する。

第2 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒等がとる基本的な行動を例示したものである。

児童・生徒等の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態及び発生時の状況等に応じた対策を講じるものとする。

	児 童 ・ 生 徒 等 の 行 動
登 下 校 時	《地震発生時の対応》 ・登下校中の児童・生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・在宅の場合は登校しない。ただし、災害発生のおそれがある場合は、家族の者とともに直ちに避難所へ避難し、学校へその旨を連絡する。 【地震発生時の注意点】 ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 【避難時の注意点】 ・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれているところ、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在 校 時	《教室》 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 《廊下・階段》 ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 《グラウンド》 ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかりと守る。 ・留守家庭の児童・生徒等は、学校に留まる。（保護者へ連絡）

校外活動時	基本的には帰校する。ただし、状況により次の行動をとる。 《所属校から離れている場合》 ・バス、鉄道等の交通機関が停止した場合は、状況により最寄りの避難所へ避難する。 ・避難については市又はその地の市町の指示に従う。 ・川岸等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 《所属校に近い場合》 ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 【注意点】 ・教職員の指示どおりに行動し、特に「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかりと守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
部活動時	《校内の場合》 ・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・一人で勝手に行動しない。 ・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・帰宅できない生徒等は顧問の指示に従う。 《校外の場合》 ・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指示された避難所へ集団で避難する。 ・合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第20節 住宅応急対策

風水害等対策編第3章第20節「住宅応急対策」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等に伴う倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。

第1 応急危険度判定

1 定義

応急危険度判定とは、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的とするものである。

2 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、応急危険度判定士の確保に努めるなど、応急危険度判定体制の整備を推進する。

3 応急措置の実施

市は、応急危険度判定の結果に基づき、震災建築物に対して、使用禁止、立入禁止あるいは応急補強等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第2 応援要請

1 応急危険度判定士の確保

市内で必要人数の応急危険度判定士を確保できない場合には、近隣市町に応援を要請するとともに、必要により県に派遣要請を行う。

2 資材等の確保

二次災害防止のための応急措置を実施するにあたり、資材等が不足する場合は、県に支援要請を行う。

第3 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、市民に対して市防災行政無線、緊急速報メール、広報車等により震災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、震災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第21節 労務供給対策

風水害等対策編第3章第21節「労務供給対策」を準用する。

第22節 公共施設等応急対策

風水害等対策編第3章第22節「公共施設等応急対策」を準用する。

第 2 3 節 危険物施設等応急対策

風水害等対策編第 3 章第 2 3 節「危険物施設等応急対策」を準用する。

第 2 4 節 義援物資、義援金の受入・配分計画

風水害等対策編第 3 章第 2 4 節「義援物資、義援金の受入・配分計画」を準用する。

第 2 5 節 ボランティアの受入・活動支援

風水害等対策編第 3 章第 2 5 節「ボランティアの受入・活動支援」を準用する。

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

風水害等対策編第4章第1節「復旧・復興の基本的方向の決定」を準用する。

第2節 民生の安定化対策

風水害等対策編第4章第2節「民生の安定化対策」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

風水害等対策編第4章第3節「公共施設等災害復旧対策」を準用する。

第5章 東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策

昭和53年6月15日大規模地震対策特別措置法が制定され、同法に基づき、昭和54年8月7日東海地域（6県170市町村）が、地震防災対策強化地域として指定された。

また、平成14年4月24日に地震防災対策強化地域の見直しが行われ、おおむね震度6弱以上と予想される地域（8都県（東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）263市町村（市町村合併により平成24年4月1日現在157市町村））が指定された。

本県は、強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、局部的な被害発生も憂慮される。特に同法第9条の規定による警戒宣言が発表された場合、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的として、「東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策」を策定する。

第1 警戒体制への準備

市は、東海地震注意情報の発表があったときは、警戒宣言の発表に備えて速やかに対応できるよう必要な体制をとる。

主な活動内容は、次のとおりである。

- 1 情報の収集・伝達
- 2 県、他市町、消防本部、その他各防災関係機関との連絡調整
- 3 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- 4 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- 5 管理している施設等の緊急点検
- 6 広報の実施（東海地方方面への旅行の自粛の要請等）

第2 警戒宣言発表時の対応措置

国・県から警戒宣言が発せられた旨の連絡を受けたときは、警戒宣言が解除されるまでの間、次の措置を講ずるものとする。

1 本部の設置

災害警戒本部を設置する。

2 広報対策

市は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに、事業所、市民等に対し、防災行政無線、広報車等によるほか、消防団、自主防災組織等を通じて広報を繰り返し行い、その周知徹底を図るものとする。なお、広報の実施にあたって、情報混乱が起こらないよう十分配慮するものとする。

広報内容は、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言、大規模地震関連情報等の内容
- (2) 市長から市民への呼びかけ
- (3) 事業所及び市民等が、緊急にとるべき措置
- (4) 交通規制の状況等
- (5) 地震防災応急対策の内容と実施状況
- (6) 混乱防止のための措置
- (7) その他状況に応じて事業所又は市民等に周知すべき事項

3 消防、水防対策

(1) 消防対策

警戒宣言が発令された場合、市及び芳賀地区広域行政事務組合消防本部は、次の事項を重点に必要な措置を行う。

- ア 地震予知情報等の収集と伝達体制の確立
- イ 地震に備えての消防部隊、救急隊、救助隊の編成強化
- ウ 消防団の非常招集体制の確立
- エ 消防、救急、救助資機材等の確保
- オ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- カ 防災機関及び事業所等に対し応急対策計画の実施の指示
- キ 特定の防火対象施設に対し、避難準備の指示
- ク その他必要な事項

(2) 水防対策・がけ崩れ等危険箇所対策

警戒宣言が発令された場合、市は、地震発生後の水害やがけ崩れ等による被害を軽減するため、次のとおり必要な措置を行う。

- ア 東海地震に備えての要員の確保・配置
- イ 東海地震予知情報等の収集と伝達体制の確立
- ウ 堤防・水門等の施設の点検
- エ 擁壁等の施設の点検
- オ 資機材の点検整備及び緊急調達体制の確保
- カ その他必要な措置

<資料編 ・重要水防箇所 (P 307) >

<資料編 ・山地災害危険地区 (P 312) >

<資料編 ・急傾斜地崩壊危険箇所 (P 312) >

<資料編 ・土石流危険渓流 (P 314) >

4 交通対策

真岡警察署は、警戒宣言が発令された場合、早期に警備体制を確立し、関係機関と緊密な連携のもとに情報の収集に努め、犯罪の防止、交通の確保等の災害警備活動を実施する。

(1) 広域交通規制

警戒宣言が発令された場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、緊急輸送路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行うものとする。

- ア 強化地域への一般車両の流入は、極力抑制するものとする。
- イ 強化地域方面から県内への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り制限しないものとする。
- ウ 緊急輸送路の優先的な機能確保を図るものとする。

(2) 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両の確認申請は、警察署、指定検問所において行う。

(3) 運転者の執るべき措置

- ・警戒宣言が発表された事を知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて通行すること。

5 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

市は、警戒宣言発令時の各機関の措置の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して具体的な避難誘導、保護並びに食料等の斡旋を行い、必要に応じ市町間の調整等を行う。

6 危険物等施設対策

(1) 消防法上の危険物

市は、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の発生を予防するため、危険物施設の管理者等に対し、必要な安全対策について周知する。

危険物施設の管理者等は、地震発生に備えて次の措置を実施する。

- ア 施設の応急点検、監視及び補強措置を実施する。
- イ 危険物の流出及び出火防止措置を実施する。
- ウ 必要に応じ、運転（操業）制限、一時停止、避難の指示等の措置を行う。
- エ 自衛消防体制を確立する。
- オ 消防設備・資機材の点検、整備を行う。
- カ 周辺住民の安全確保措置を行う。
- キ その他必要な措置

(2) 火薬類

火薬類取扱施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

- ア 製造、使用中の火薬類は所定の場所等に保管、貯蔵する等、安全対策を講じ、かつ、爆発・火災防止等に係る応急点検を実施する。
- イ 火薬類関係事業所にあたっては、爆発・火災防止等にかかる応急点検を実施する。

(3) 高圧ガス

高圧ガス施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

- ア 地震発生時における安全を確保するため、必要に応じて、設備の使用制限、中止、配管・貯槽内のガスの廃棄等を行う。
- イ 防災要員を確保するとともに防災資機材、応急復旧工事用資機材を点検確認する。
- ウ 転倒、落下防止措置の点検確認を実施し、補強措置等を的確に行う。
- エ タンクローリ等については、市民等の安全を確保できる場所に移動する。

(4) LPガス

LPガス販売事業者は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

- ア 地震発生時に備えて、容器の転倒、落下防止措置の確認、補強措置等を行う。
- イ 防災資機材を点検確認するとともに何時でも緊急出動できる体制をとる。
- ウ 消費者に対して、地震発生に備えて、ボンベの転倒防止や補強措置を実施するよう働きかけるとともに火気使用の中止、ボンベの元栓の閉止等地震の際にとるべき措置について、周知徹底を図る。

(5) 毒物、劇物

毒物劇物取扱施設の管理者等は、地震発生時における毒物劇物の飛散、流出等の未然防止を図るため、保管設備等の保守点検、事故発生時における応急対策、連絡体制の整備を図る。

<資 料 編 ・ 毒物劇物製造（販売）業等の登録状況（P 300）>

7 公共施設対策

(1) 道路施設

地震による被害を軽減するために、地震時に障害となるおそれのある道路、橋りょう等について重点的にパトロールを実施するとともに、工事中の箇所については、原則として工事を中止し、補強等の保全措置をとり、地震の発生に備えて、関係機関との協力のもとに、交通機能の確保に努める。

(2) 鉄道施設

ア 警戒宣言前の段階からの、警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨の情報提供等を行う。

イ 警戒宣言前までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合の運行に関する措置（安全に運行可能かを判断した上でその対応を明示等）

エ 規制の結果生じる滞留旅客を保護する。

(3) 水道施設

市（水道部給水班）は、地震発生に備え、需要家が緊急貯水を実施することに留意し、急増する需要に対して給水を確保、継続するとともに、それぞれあらかじめ定めた地震防災応急対策に従って、地震防災上の措置を実施する。

ア 要員の確保

防災対策要領等による配備体制をとり、関係機関との連絡事務を行う。

イ 給水量の確保

市（水道部給水班）は、緊急貯水による給水量の増加対策として、浄水施設をはじめ、送水、配水設備の全稼働体制をとり、配水池等貯水施設の貯留水確保に努める。

ウ 施設・設備の点検

東海地震に備え、塩素注入設備、自家発電設備、消火・照明設備等の応急点検、補強措置等を実施する。また、給水工事事業者への協力要請等を行い、応急復旧体制を整える。

エ 緊急貯水の広報

市は、県と連携してラジオ、テレビ等や市防災行政無線、広報車等により、需要家へ飲料水の貯留（浴槽、バケツ等）を要請する。

(4) 下水道施設

市（建設部下水道班）は、地震発生に備えて、被害を最小限とするため、下水道施設の保守点検並びに応急復旧のための職員の配備及び資材、器材等の点検、確保を行う。

(5) 河川管理施設等

市は、地震に伴う河川管理施設等の崩壊などによる水害の発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速、的確に実施する。

8 教育・医療・社会福祉施設対策

(1) 学校

ア 警戒宣言等発表の伝達

警戒宣言及び、警戒解除が発令されたときは、市教育委員会は、公立小・中学校（以下「学校」という。）に伝達し必要な指示を与えるものとする。

イ 児童・生徒等保護対策

警戒宣言の発令に伴い、学校等の長は、児童・生徒等の生命・身体 の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え、迅速、的確に対応できる保護対策として綿密な地震防災対策を講じなければならない。特に、児童・生徒等の保護については、次の事項を十分留意し避難・誘導対策計画を具体的に定めることとする。

計 画 作 成 上 の 留 意 点
① 児童・生徒の生命・身体 の安全確保を最優先とする。
② 市の地域防災計画等を踏まえること。
③ 学校の所在する地域の諸条件等を考慮すること。
④ 警戒宣言発令に迅速に対応できるものであること。
⑤ 児童・生徒等の行動基準並びに学校等及び教職員の対処、行動の基準が明確にされていること。
⑥ 警戒宣言発令後においては、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に児童・生徒等の引き渡しについて、保護者に十分理解されるものであること。
⑦ 遠足等校外活動中に警戒宣言が発表されても対応できるものであること。

ウ 学校等の対応

- (ア) 学校長等は、警戒本部を設置し、予知情報の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- (イ) 児童・生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童・生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (ウ) 児童・生徒等の引き渡しについては、あらかじめその方法を明確にしておく。
- (エ) 学校長等は、関係機関にそれぞれの避難、誘導等の状況を速やかに報告する。
- (オ) 学校等の各施設の保安措置をとる。
- (カ) 初期消火及び救護、搬出活動等の防災活動体制をとる。

エ 教職員の対応、指導基準

- (ア) 警戒宣言が発令されたら、児童・生徒等を教室等を集める。
- (イ) 児童・生徒等の避難、誘導にあたっては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に把握する。
- (ウ) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ誘導、避難させる。
- (エ) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- (オ) 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。
- (カ) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (キ) 児童・生徒等の安全を確保した後、本部の指示により、防災活動にあたる。

オ 登下校時、在宅時に警戒宣言が発表された場合の対策

- (ア) 登下校時に警戒宣言が発令された場合は、周囲の状況を確認し、帰宅するか、学校に向かうかを判断するよう指導する。
- (イ) 交通機関の利用時については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。
- (ウ) 在宅時は、登校せず家族とともに行動するよう指導する。

(2) 社会教育施設

社会教育施設については、利用者の安全確保のため、公立学校の措置に順じ、利用団体の主催者等と十分な連携の上、必要な措置をとる。

(3) 医療機関

警戒宣言の発令に伴い、各医療機関は、それぞれ次の地震防災応急対策等を実施して被害発生の防止を図るとともに、医療救護機能の維持に努める。

ア 外来診療は、可能な限り平常通り行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。

イ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

ウ 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。

エ 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

オ 消防計画等に基づく職員の分担業務を確認する。

<資料編・市内医療機関一覧(P 295)>

(4) 社会福祉施設

警戒宣言の発令に伴い、社会福祉施設においては、施設及び避難行動要支援者等の安全を確保するため、次の措置をとる。

ア 情報の収集・伝達

イ 収容者、通所者等の安全確保

ウ 消防用設備、避難設備等の点検

エ 落下物等の防止措置

オ 飲料水、食料等の確保

カ 危険物（プロパンガス、重油等）の点検

キ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

9 廃棄物処理施設

警戒宣言発令に伴い、廃棄物処理施設の管理者は、被害を最小限とするため次の応急対策を講じる。

(1) 職員に対し、警戒宣言が発令された旨周知させる。

(2) ごみ焼却施設、し尿処理施設へのごみ、し尿の投入を中止し、浸出液処理施設を有する最終処分場は、浸出液処理施設への浸出液の流入を中止させる。

(3) 廃棄物処理施設の各設備、防災設備の点検を行うとともに、出火防止対策を実施する。

(4) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、応急復旧体制、資機材の点検・確保を行う。

10 旅館、ホテル、百貨店等の措置

不特定多数の者が出入りする旅館、ホテル、百貨店等の管理者は、警戒宣言発令を了知したときは、宿泊、顧客、観光来訪者、従業員等（以下「顧客等」という。）の混乱防止と安全確保を図る。

主な措置は次のとおり。

(1) 自衛防災体制の確立

(2) 情報の収集、伝達

顧客等への情報の伝達については、従業員が避難誘導體制をとった後に行う等、伝達の時期に

留意すること。

(3) 避難誘導の準備、実施

(4) 出火防止の措置

ア 火気使用の制限

イ 火気使用器具、L Pガス、燃料タンク等の安全確認

(5) 消防用設備類の使用準備

(6) 転倒、落下防止の措置

ア 窓ガラス、看板等の建物の付属物

イ ロッカー、陳列棚、商品等

ウ 薬品等の危険物

(7) 応急救護の準備

(8) その他必要な措置

11 生活物資対策

市民の消費生活との関連性が高い商品（生活関連物資）の不足、価格の高騰が予想されるので、小売店等に対して物価安定への協力を求めるとともに、市民に対して冷静かつ賢明な消費行動をとるよう啓発に努める。

第3 市民のとりべき措置

(1) 家庭

ア 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチを常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また、市役所、消防署、警察署からの情報に注意すること。

イ 家庭の分担を確認し、地震が発生するまでにやっておくことを決め、すぐ行動に移すこと。

ウ いざというときの身を置く場所を確認しておくこと。

エ 家具等の転倒防止措置及び重量物の落下防止措置をとること。

オ 火気の使用は自粛すること。

カ 消火器や水バケツ等の消火用具の準備をすること。

キ 灯油、プロパンガス等の安全措置をすること。

ク 身軽で安全な服装になること。

ケ 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品の用意をすること。

コ 避難場所や避難路の確認をすること。

サ 不要不急の自動車運転や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

(2) 職場

ア 正確な情報を職場全体に伝達すること。

イ 消防計画、予防規程等に基づき防災体制をとること。

ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。

エ 火気の使用は自粛すること。

オ 重要書類等の非常持出品の用意をすること。

カ 不特定多数の者が出入りする職場では、入場者の安全を確保すること。

キ 自家用自動車による出勤、帰宅等はできるだけ自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。